

処分通知等の電子交付に係る Q&A

令和 8 年 9 月 24 日

国 税 庁

令和 8 年 9 月 24 日から、処分通知等の電子交付の対象が拡充され、電子交付の同意方法も変更されました。

この Q & A は、令和 8 年 9 月 24 日以降における「処分通知等の電子交付」に関して、その概要や従来の電子交付からの変更点などをとりまとめたものです。

目 次

【 1 概要】

- 1 - 1 「処分通知等の電子交付」とは何ですか。..... 3
- 1 - 2 これまでの「処分通知等の電子交付」とは何が変わるのですか。..... 3
- 1 - 3 電子交付の対象となる処分通知等はどこで確認できますか。..... 4
- 1 - 4 「処分通知等の電子交付」を希望する場合、どのような手続が必要ですか。..... 4
- 1 - 5 令和 8 年 9 月 23 日以前に行った申告・申請等の際に、「処分通知等の電子交付」について同意している場合でも、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。..... 5

【 2 一括同意の手続について（令和 8 年 9 月 24 日以降）】

- 2 - 1 電子交付について一括同意の手続を行うには、メールアドレスの登録が必要ですか。また、一括同意の手続後にメールアドレスを変更することはできますか。..... 5
- 2 - 2 自身が電子交付について一括同意しているかを確認する方法はありますか。..... 5
- 2 - 3 電子交付について一括同意した場合でも、特定の処分通知等のみを書面で受け取ることはできますか。..... 6
- 2 - 4 電子交付についての一括同意を取りやめ、処分通知等を書面で受け取ることはできますか。..... 6
- 2 - 5 電子交付について一括同意をしている場合であっても、書面（郵送）による通知が行われることがありますか。..... 6

【 3 通知の確認方法等について】

- 3 - 1 電子交付された処分通知等は、どのようにして閲覧することができますか。また、ダウンロードすることはできますか。..... 6
- 3 - 2 納税者に電子交付された処分通知等を税理士が閲覧することはできますか。..... 7
- 3 - 3 税理士の関与が終了した場合、e-Tax 上での手続は必要ですか。..... 7
- 3 - 4 納税管理人が処分通知等の電子交付を受けることはできますか。..... 7
- 3 - 5 電子交付された処分通知等を書面でも受け取ることはできますか。..... 7

【 4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】	
4－1 令和8年9月23日以前に提出した申告・申請等の際に、「更正の請求に係る減額更正等の通知書」、「加算税の賦課決定通知書」、「所得税の予定納税額等通知書」、「電子計算機の認定等に係る通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。 .	7
4－2 令和8年9月23日以前に提出した申告・申請の際に、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。	8
4－3 令和8年9月23日以前に「電子申請等証明書」、「納税証明書」の電子交付を請求しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。	8
4－4 令和8年9月23日以前に「国税還付金振込通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降に「国税還付金振込通知書」の電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。	8

【1 概要】

1－1 「処分通知等の電子交付」とは何ですか。

【答】

- 税務署長等が行う処分通知等（お知らせなどを含みます。）について、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により交付することをいいます。

1－2 これまでの「処分通知等の電子交付」とは何が変わるのですか。

【答】

- これまで処分通知等の電子交付の対象は、国税庁告示に列挙された9通知に限られていましたが、令和8年9月24日以降、電子交付の対象が拡大されました。
- また、従来電子交付を受けるためには、申告・申請等の都度、電子交付について同意していただく必要がありましたが、令和8年9月24日以降は、原則として、e-Tax上で、事前に電子交付について同意していただく「一括同意」に変わりました。
- なお、これまでも電子交付の対象であった「国税還付金振込通知書」、「電子申請等証明書」、「納税証明書」、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」については、取扱いが異なりますので、詳しくは、【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】をご確認ください。

（参考）電子交付の対象となる処分通知等の例

従来から電子交付対象の処分通知等	追加される処分通知等
・国税還付金振込通知書 ・電子申請等証明書 ・納税証明書 ・住宅借入金等特別控除証明書 ・適格請求書発行事業者の登録に係る通知書 ・更正の請求に係る減額更正等の通知書 ・加算税の賦課決定通知書 ・所得税の予定納税額通知書 ・電子計算機の認定等に係る通知書	・更正又は決定通知書 ・更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 ・輸出物品販売場許可申請の許可通知書 ・災害による申告、納付等の期限延長通知書 ・・・etc

1 - 3 電子交付の対象となる処分通知等はどこで確認できますか。

【答】

- e-Tax ホームページ（e-Tax による電子交付の対象となる処分通知等検索）に、令和 8 年 9 月 24 日以降に電子交付の対象となる処分通知等の一覧^{（注）}を掲載しておりますのでご確認ください。
（注）お知らせなど（法令上の処分通知等でないもの）については、上記のホームページに掲載のない場合でも電子交付されるものがあります。

1 - 4 「処分通知等の電子交付」を希望する場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

- 令和 8 年 9 月 24 日以降に、事前に一括同意の手続を行っていただく必要があります。
- 一括同意の手続を行うには、e-Tax 上で、下記の手順に従って、「通知書等の受領方法」選択画面において「電子（e-Tax）」を選択してください。
- なお、「国税還付金振込通知書」、「電子申請等証明書」、「納税証明書」、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」については、取扱いが異なりますので、詳しくは、【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】をご確認ください。

《e-Tax を利用されている方》

- ① e-Tax にログインし、「マイページ」から「通知書等の受領方法」を選択
- ② 「通知書等の受領方法」選択画面で「電子（e-Tax）」を選択
- ③ 画面の案内に従ってメールアドレスを登録し、届いたメールに記載の URL からワンタイム認証を実施^{（注）}
- ④ e-Tax の画面に戻り、「登録する」ボタンを押下

（注）令和 8 年 9 月 24 日より前に「マイページ」の「メールアドレス」からメールアドレスの登録と宛名の登録が完了している場合、③の手続は不要です。

《e-Tax の利用が初めての方》

- ① e-Tax の開始届出書（電子）^{（注）}を選択
- ② 「利用者情報登録」画面の「税務署長等からの通知書等の受領方法」選択画面で「電子（e-Tax）」を選択
- ③ 画面の案内に従ってメールアドレスを登録し、開始届出書送信後に届いたメールに記載の URL からワンタイム認証を実施
- ④ e-Tax の画面に戻り、「登録する」ボタンを押下

（注）個人の納税者の方については、マイナンバーカードを利用して開始届出を行う場合に限りです。

1－5 令和8年9月23日以前に行った申告・申請等の際に、「処分通知等の電子交付」について同意している場合でも、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。

【答】

- 令和8年9月24日以降も引き続き電子交付を希望される場合には、原則として、同日以降にe-Tax上で一括同意の手続を行っていただく必要があります。
- なお、「国税還付金振込通知書」、「電子申請等証明書」、「納税証明書」、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」については、取扱いが異なりますので、詳しくは、【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】をご確認ください。

【2 一括同意の手続について（令和8年9月24日以降）】

2－1 電子交付について一括同意の手続を行うには、メールアドレスの登録が必要です。また、一括同意の手続後にメールアドレスを変更することはできますか。

【答】

- 一括同意の手続を行うには、メールアドレスの登録が必要となります。
- 電子交付された処分通知等の見落としを防止する観点から、処分通知等を電子交付した際に、登録いただいたメールアドレス宛に「e-Taxのメッセージボックスに処分通知等を格納した旨」のお知らせメールを送信します。
- また、一括同意の手続後も、e-Taxにログインし、「マイページ」の「メールアドレス」画面からメールアドレスを変更することができます。
- なお、「国税還付金振込通知書」、「電子申請等証明書」、「納税証明書」、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」については、取扱いが異なりますので、詳しくは、【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】をご確認ください。

2－2 自身が電子交付について一括同意しているかを確認する方法はありますか。

【答】

- e-Taxにログインいただき、「マイページ」の「通知書等の受領方法」画面で、ご自身が一括同意しているかを確認いただけます。当該画面で、「電子（e-Tax）」が選択されていれば、電子交付について一括同意していることになります。

2－3 電子交付について一括同意した場合でも、特定の処分通知等のみを書面で受け取ることはできますか。

【答】

- 電子交付について一括同意の手続を行った場合は、特定の処分通知等のみを書面で受け取ることはできません。書面（郵送）による交付を希望する場合は、電子交付の同意を取りやめる手続が必要です。

2－4 電子交付についての一括同意を取りやめ、処分通知等を書面で受け取ることはできますか。

【答】

- e-Tax にログインいただき、「マイページ」の「通知書等の受領方法」画面で「書面（郵送）」を選択いただくと、その後は書面（郵送）で交付されます。
- なお、「国税還付金振込通知書」、「電子申請等証明書」、「納税証明書」については、取扱いが異なりますので、詳しくは、【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】をご確認ください。

2－5 電子交付について一括同意をしている場合であっても、書面（郵送）による通知が行われることがありますか。

【答】

- 電子交付について一括同意をしている場合であっても、書面（郵送）での交付となる場合があります。

【3 通知の確認方法等について】

3－1 電子交付された処分通知等は、どのようにして閲覧することができますか。また、ダウンロードすることはできますか。

【答】

- e-Tax にログインいただき、トップページ画面の「メッセージボックス」（「お知らせ・受信通知」、「通知書等」）から閲覧することができます。
- また、電子交付された処分通知等は、PDF ファイルとしてダウンロードすることができます。
- なお、「メッセージボックス」に格納されてから 1,900 日間を経過すると既読・未読にかかわらず削除されます。

3－2 納税者に電子交付された処分通知等を税理士が閲覧することはできますか。

【答】

- 税理士の方については、令和8年9月24日以降、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行うことで、納税者のマイページ情報を参照できる機能（「税理士マイページ」）により、納税者宛に電子交付された処分通知等を閲覧することができます。

3－3 税理士の関与が終了した場合、e-Tax上での手続は必要ですか。

【答】

- 税理士の関与が終了した場合は、「委任関係の解除」を行ってください。操作方法の詳細は、e-Taxホームページ（[委任関係の登録について](#)）をご参照ください。

3－4 納税管理人が処分通知等の電子交付を受けることはできますか。

【答】

- 納税管理人の方に処分通知等を交付する場合は、書面での交付となります。

3－5 電子交付された処分通知等を書面でも受け取ることはできますか。

【答】

- 電子交付された処分通知等については、別途書面での交付は行いません。

【4 従来から電子交付の対象であった処分通知等について】

4－1 令和8年9月23日以前に提出した申告・申請等の際に、「更正の請求に係る減額更正等の通知書」、「加算税の賦課決定通知書」、「所得税の予定納税額等通知書」、「電子計算機の認定等に係る通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。

【答】

- ご質問の場合には、令和8年9月24日以降に、改めて一括同意の手続を行う必要があります。

4－2 令和8年9月23日以前に提出した申告・申請の際に、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。

【答】

- ご質問の場合には、令和8年9月24日以降も、一括同意の手続なく（また、メールアドレスの登録なく）、電子交付されます。
- なお、令和8年9月24日以降に申告・申請をする場合において、「住宅借入金等特別控除証明書」、「適格請求書発行事業者の登録に係る通知書」の電子交付を希望される際は、改めて一括同意の手続を行う必要があります。

4－3 令和8年9月23日以前に「電子申請等証明書」、「納税証明書」の電子交付を請求しましたが、令和8年9月24日以降にその電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。

【答】

- ご質問の場合には、改めて一括同意の手続なく（また、メールアドレスの登録なく）、電子交付されます。
- また、令和8年9月24日以降も、「電子申請等証明書」、「納税証明書」は、電子交付の請求をすれば、一括同意の手続なく（また、メールアドレスの登録なく）、電子交付されます。
- なお、「電子申請等証明書」、「納税証明書」については、他の処分通知等について電子交付の一括同意を取りやめた場合でも、その取りやめは適用されません。

4－4 令和8年9月23日以前に「国税還付金振込通知書」の電子交付について同意しましたが、令和8年9月24日以降に「国税還付金振込通知書」の電子交付を受けるためには、改めて一括同意の手続を行う必要がありますか。

【答】

- 「国税還付金振込通知書」の電子交付を受けるには、一括同意の手続（また、メールアドレスの登録）の有無にかかわらず、申告・申請等の都度、電子交付について同意していただく必要があります。
- また、「国税還付金振込通知書」については、他の処分通知等について電子交付の一括同意を取りやめた場合でも、その取りやめは適用されません。
- 「国税還付金振込通知書」の電子交付については、e-Tax ホームページ（還付金の振込に係る電子通知について）もご確認ください。